

防衛装備移転三原則とその運用指針の
抜本的改正に関する提言

令和6年7月

防衛装備移転三原則とその運用指針の抜本的改正に関する提言

はじめに

谷内元国家安全保障局長はじめ我々数名は、2021年12月に「防衛装備行政に係る政策提言」をとりまとめ、その中で防衛産業基盤の強靱化、先端技術の研究開発強化、防衛装備品の海外移転などを通じた防衛協力の推進を提言した。その趣旨は2022年末の安保関連三文書に反映され、安全保障上意義が高い防衛装備移転等を円滑に行うための防衛装備移転三原則や運用指針等の見直しの検討が明記された。それを受けて2023年12月、2024年3月には「防衛装備移転三原則及びその運用指針」の改定(以下、三原則等改定)が行われ、具体的な取り組みが始まったところである。

一方で安全保障環境はますます厳しさを増し、複雑化が進んでいる。それに対応するため我が国は安保関連三文書に基づき総合的な国力を最大限活用して、安全保障上の目標を達成することとしている。その中で防衛装備品の移転についても国家安全保障体制構築の重要な一環として位置付け、国家が主導しつつ官民が共同して推進していくことが求められている。

1.三原則等改定による主な改正点

国家安全保障戦略において、「三つの原則そのものは維持しつつ、防衛装備移転の必要性、要件、関連手続の透明性の確保等について十分に検討する」とされていることを踏まえて検討が行われた結果、主に以下のような改正が行われた。

- (1)防衛装備移転の意義については、我が国の安全保障上の重要な政策手段であること、地域における抑止力の向上に資すること、我が国の防衛生産・技術基盤の維持強化を通じて我が国の防衛力の向上に資するものであることが明示された。
- (2)国際共同開発・生産については、パートナー国が完成品を移転した第三国へ、我が国から部品や技術の直接移転を可能にした。完成品についてはグローバル戦闘航空プログラムに限り所要の手続を経て移転が可能となった。
- (3)ライセンス生産品の提供については、米国由来以外も完成品も含むライセンス生産品をライセンス元国へ提供を可能にした。ただし、自衛隊法上の武器に該当する場合、ライセンス元からの更なる提供については、我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への提供は除くことにした。
- (4)修理等の役務については、米国以外の安全保障協力関係にある国に対して

も、修理等の役務提供を可能にした。

- (5) 部品の移転については、「部品」の定義を明確化した上で、安全保障協力関係のある国に対しては総じて移転可能にした。
- (6) 5 類型については、本来業務や自己防護に必要な武器の搭載を可能であることを明確化した。
- (7) 非武器支援については、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国に対し、自衛隊法上の武器及びその技術情報に該当しない装備品を移転可能とした。
- (8) 審議プロセスについては、自衛隊法上の武器の移転や第三国移転は、国家安全保障会議での審議・公表を基本とした。

2.三原則等改定の評価と今後の改正に向けての提言

- (1) 現下の厳しい安全保障環境の認識をもとに、我が国の安全保障にとって三原則等が戦略的・政策的な重要な手段であるという意義を明確にしたこと、それを受けて上記第2項の具体的な改正を行ったことは全般的に評価できる。一方で、これからより一層拡充・強化が求められる安全保障協力の国際的ネットワークにおいて対等なパートナーとして能動的に対応していくためには、日本だけが過剰で不利な制約を抱えた状況を改善することは現実的な喫緊の課題である。
- (2) 三原則については、移転を禁止する場合の明確化、移転を認める場合の審査及び情報公開、目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保の三本柱は、現時点では全体として維持しておくことが適当である。
- (3) 国際共同開発・生産については、今回の改正で我が国の安全保障にとって必要な性能を満たした戦闘機を実現し、我が国防衛に支障をきたさないようにするため、英伊両国とグローバル戦闘航空プログラムに貢献する立場を確保するという戦略的意義を認めた上で見直しを進めたのは妥当である。一方で、今回の改正は当面の焦点であるグローバル戦闘航空プログラムの完成品等に限定され、当面の実務的要請を最低限満たしたに過ぎない。国際共同開発・生産は、最先端の装備品をより低廉な価格で取得でき、同盟・同志国間の関係強化・相互運用性の向上に資することから世界では主流となりつつある。これらを踏まえ我が国でも国際共同開発・生産を戦略的観点からとらえ、完成品等の幅広い移転に取り組むべきである。
- (4) 防衛装備の完成品の移転については、運用指針において、依然としていわゆる「5 類型」の制約が維持されることとなった。しかし、以下の諸点から明らかな通り、同盟・同志国を中心とする地域の抑止力を高めることにつながり、ひいては我が国の安全保障にとって極めて大きな戦略的意義を

有するものであることに鑑み、「5 類型」を早急に撤廃すべきことを提言する。

ア.救難、輸送、警戒、監視及び掃海の「5 類型」の防衛装備品の海外移転許容は、2014 年に国家安全保障会議で決定された運用指針で明示されたもので、当時の安全保障環境から主に我が国のシーレーン防護を念頭に置いたものである。安全保障環境も大きく変動し、昨年 12 月 22 日付け「防衛装備移転三原則（閣議決定）」の前文には、「防衛装備の海外への移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して」、「国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段となる」との見解を追加している。これらの趣旨に沿うためには防衛装備移転の対象を「5 類型」に限定することなく、我が国も戦略的・政策的視点で防衛装備品の移転に取り組むべきである。

イ.同盟・同志諸国との防衛協力の中で、それら諸国の我が国への期待の重要な柱の一つは、工業力に富む我が国の先端的防衛装備の供与である。それにより同盟・同志諸国の抑止力を強化し、以てパワーバランスの確保に資することができる。

ウ.我が国周辺から東アジア・西太平洋において、同盟・同志諸国、就中近隣友好諸国との防衛協力を推進することは、地域の安全保障にとり、とりわけ我が国自身の安全保障にとって喫緊の課題である。諸外国との防衛協力強化手段の中で、防衛装備品移転は双方の軍事組織間の紐帯を実効的に強化することにつながる。また東南アジアへの移転は、わが国の装備品・部品の製造整備拠点を近隣諸国に確保し、近隣諸国軍との相互運用性を高め、共同訓練・共同行動を容易にし、自衛隊の艦船・航空機の海外展開能力を高めることに資する。

(5) 今回のグローバル戦闘航空プログラムの完成品の移転のような個別の必要性に応じた例外化措置の積み上げではなく、今後は、三原則の前文で示しているようにできるだけ包括的・原則的な運用指針とすることが望ましい。これは国際的な透明性の確保、企業にとっての投資や生産の予見可能性などにとっても重要である。

(6) 「5 類型」を撤廃しても、あらゆる装備品について一律に移転を認めるということではなく、個々の装備品の移転について、三原則に照らして、客観的・合理的にその妥当性を国家安全保障会議で判断した上で運用し、透明性を確保する手段を講じるべきである。

3.安全保障インフラ支援

防衛装備の海外移転は、日本が従来取り組んできた ODA 事業や、新たな政策手段である政府安全保障能力強化支援(OSA)と同様に重要な政策手段である。これらは地域の平和と安定のために必要不可欠なものであり、「安全保障インフラ支援」という発想の下で、有効かつ適切に組み合わせ、連携させることが肝要である。例えば、インド太平洋地域、特に東南アジア諸国との外交・安全保障上の課題である港湾・空港開発等とミサイル防空システム、警戒監視レーダーなどの防衛装備移転と有機的に組み合わせ、戦略的・総合的に支援することで更なる地域の安全保障能力の向上に貢献することができる。

おわりに

安全保障環境は厳しく、複雑で、スピード感を増しながら大きく変化している。日本にとって、国内事情を優先させてきた戦後の考え方や内向きの政策を改める時代である。一国平和主義で対応することができた時代からできない時代になっている。国家の安全・繁栄、国民の安全、世界や地域の平和に積極的に貢献するために、何を為すべきかの発想が求められている。そうしなければ国際社会において名誉ある地位を占めることもできない。貢献のあり方は国家として総合的に検討すべきであるが、その中には防衛装備品の提供も含まれる。今後、2月に防衛省で開始された「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」をはじめとして政府・与党、さらには国会等においても防衛装備移転に関して大いに議論されることを期待している。いずれにしても政策を見直し、具体的に実行していくためには国民の理解が前提であり、あらゆる機会を通じて尽力していくことが重要である。

提 言 者

谷 内 正太郎	初代国家安全保障局長
折 木 良 一	元統合幕僚長
黒 江 哲 郎	元防衛事務次官
島 田 和 久	元防衛事務次官
宮 川 眞喜雄	元国家安全保障局参与

本政策提言は、提言者の個人的提言であり、
提言者の旧所属組織及び現所属組織の意見を
代表するものではありません。